

給て、よみ給へるぞかし、

をぐらやまあらしの風のさむければもみぢのにしききぬ人ぞなき申うけ給へるかひありてあそばしたりな御みづからもたまふなるは、作文の舟にぞのるべかりける、さてかばかりの詩をつくりたらましかば、なのあがらんこともまさりなまし、くちおしかりけるわざかな、さても殿○道長いづれにとかおもふとの給はせしなむ、われながらこゝろおごりせられしとのたまふなる、

〔古今著聞集五和歌〕圓融院大井川逍遙の時、三舟にのる者ありけり、帥民部卿經信卿又この人原公藤任におとらざりけり、白河院西河に行幸の時、詩歌管絃の三の舟をうかべて、其道の人々をわかちてのせられけるに、經信卿遲參の間、ことの外に御けしきあしかりけるに、とばかりまたれて參りけるが、三事かねたる人にて、みぎはにひざまづきて、や、いづれの舟にてもよせ候へといはれたりける、時にとりていみじかりける、かくいはんれうに遲參せられけるとぞ、さて管絃の舟に乗て、詩歌を獻せられたりけり、三舟に乗とはこれ也、

〔南郭文集四編八〕淨英子墓碑

壺井氏、相傳其先三河高須族、後徙京南伏見、更氏焉、鄉推爲黨正、○中自國初建鎮臺、擇諸侯尹其地、壺井氏爲黨正、如故蓋七世會無子、自一柳氏來嗣家氏、曰祐、佐翁諱益德、長子諱益秋、是爲淨英子、翁既見其地公役殊劇、而民乏產業、志欲賑恤、元祿中、參政米倉侯東來巡察京畿之政、乃見伏見衰敝、鄉不堪、役憂之、召翁問利害、遂用其議、東歸上聞、特賜伏見澱漕公船二百艘、會尹臺闕、代未至、時有從他縣請造船、而不能成、建部侯來尹、始駭、賜船未成、朝恩中阻、復召翁議、因命董其事、翁健有才略、既肯受以爲任、乃募富商運貨者、令得隨新造、而漕船算守法無私加、商貨家大喜、爭願隸焉、翁拱手司其事耳、未幾大小二百船整然浮澱、行旅得便、鄉民就業、尹侯大悅、賞之上其事、朝命令翁三年一東、得與朝正